

# 令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第9回定例総会会議録

令和6年9月11日（水）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	木村 賢一	9番	佐藤 松子
2番	長谷川 貴輝	10番	木村 暢子
3番	大谷 大輝	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
5番	今 仁司	13番	對馬 孝
6番	神 秀穂	14番	工藤 清
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		
10番	木村 暢子		

事務局

1. 開会

ただ今より令和6年第9回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。

会長

(会長挨拶)

事務局

それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。

議長

ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。  
(午前10時00分)

2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長

3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の長谷川貴輝委員、9番の佐藤松子委員にお願いします。  
書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年8月16日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鱈ヶ沢町役場1階会議室2

出席者：神文人委員、中村広推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第2号

令和6年8月21日

令和6年度西・つがる地区農業委員会大会

場 所：つがる市「松の館」

出席者：農業委員13名、推進委員11名

事務局（千島、工藤、齋藤）

報告第3号

令和6年8月23日

農地法第3条及び4条の許可申請に係る事前調査会

場 所：大字舞戸町字下富田地内、大字舞戸町字東禿地内

大字北浮田町字外馬屋前田地内、大字建石町字大曲地内

大字建石町字雲雀野地内

出席者：三上三樹委員、工藤修二委員、一戸悦雄推進委員

事務局（工藤、齋藤）

それでは報告案件の3番について詳細を説明します。

令和6年8月9日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。

申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。

土地の所在は建石町字雲雀野32番1 登記地目は畑 面積は537㎡外となっております。

この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。

調査については、8月23日に現地確認をしており、その調査員として、三上三樹委員、工藤修二委員、一戸悦雄推進委員の3名に判断していただいております。

申請者の代理人の立会いの下調査した結果、現地は数十年前から転用許可を受けることなく緑地帯となっており小屋が建っている状況にありました。

今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。

法務局には通知があった日から2週間以内に回答することとなっていることから、令和6年8月23日に非農地として回答しております。

<p>議長</p>	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第29号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の許可に係る意見について</p> <p>以上2議案を上程致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第28号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。32番から34番の詳細について説明します。</p> <p>番号32番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田93番1 地目 登記、現況ともに田 面積 3,57㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転です。</p> <p>番号33番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田207番 地目 登記、現況ともに田 面積 5,903㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせんによる売買です。</p> <p>番号34番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲197番1 地目 登記、現況ともに畑 面積 10,404㎡ 外1筆で 合計面積は10,820㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせんによる売買です。</p> <p>これらのことについて、資料5頁をご覧ください。 法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。</p> <p>番号32番については、当該申請地は野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。</p> <p>番号33番については、水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。</p>

事務局

番号34番については、大豆等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

なお、8月23日に三上三樹委員、工藤修二委員、一戸悦雄推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいまの番号28番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせんに委員にあたった神文人委員より結果報告をお願いします。

神文人 委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第28号33番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字外馬屋前田207番、登記簿地目現況ともに田、面積が5,903㎡、の移動に関して、令和6年8月16日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と推進委員の中村広推進委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を150万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約25万円となります。

つづきまして、議案第28号34番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字大曲197番1登記簿地目現況ともに畑、面積が10,404㎡、外1筆で合計面積が10,820㎡の移動に関して、令和6年8月16日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と推進委員の中村広推進委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を100万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約9万円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは議案第28号について審議に入ります。

議案第28号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第28号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第29号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第29号の説明に入ります。

6ページをお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第4条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号2番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字東禿94番2

地目 登記、現況ともに畑

面積 322㎡

外1筆で合計面積は352㎡です。

申請人につきましては記載のとおりです。

転用理由は住宅の新築であります。

申請地について、別紙の地図をご覧ください。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、500m以内の場所に、津軽自動車道鱒ヶ沢IC及び、町役場があることから、農地の区分は第2種農地と判断される。許可相当と認められます。位置選定の代替性の判断として、周辺での非農地等の用地を検討しましたが、転用事業に必要な面積及び売買価格から適当な土地が見当たらないことから本農地につき転用申請することはやむを得ないと認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第29号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった三上三樹委員より調査結果をお願いします。

三上三樹委員

令和6年8月23日、三上三樹委員、工藤修二委員、一戸悦雄推進委員、事務局とともに農地法第4条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第29号をご覧ください。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

申請地は舞戸町字東禿94番4、面積は322平方メートル、登記簿地目、現況とも畑、外1筆で合計面積は352㎡となっています。

また、申請場所・周辺の状況については、7ページの図面をご覧ください。

今回の4条申請内容は、一般住宅新築による転用申請であります。

一般住宅の許可基準は宅地面積が500㎡以内、建蔽率が20%以上となっており、土地利用計画図ではその基準を満たしております。

周囲の状況は、同人所有の畑であり。隣接する農地の所有者からも同意を得ていることから、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

以上、報告を終わります。

議長

それでは議案第29号について審議に入ります。  
議案第29号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから  
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第29号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第29号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案どおり承認することに決定しました。

## 7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和6年第9回定例総会を閉会いたします。  
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

## 8. その他

- ・次回の総会は10月10日(木)午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 長谷川 貴 輝

〃 佐 藤 松 子